

# POファイナンスサービスに関する同意書

Tranzax電子債権株式会社 宛

当社(私)は、事業再構築補助金の受領請求権を対象としたPOファイナンスサービスを利用するにあたり、Tranzax電子債権株式会社の業務規程、業務規程細則（特則）及び利用規約（POファイナンスサービス®）に定める事項のほか、以下の事項について同意します。

## <補助事業について>

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構から受領した補助金の交付決定に関する通知書の写しを、Tranzax電子債権株式会社に提出すること。
- 補助金の請求に際し、Tranzax電子債権株式会社が指定したPOファイナンスサービス専用入金口座を受け取り口座に指定しなかった場合、補助金の交付決定が取り消され又は補助金の支払が留保若しくは拒絶される結果、融資金融機関等への弁済が予定通り行えないことがあり、これにより生じた如何なる損害についてもTranzax電子債権株式会社及び利用規約（POファイナンスサービス）に定められた記録請求代理人（以下「記録請求代理人」という）は一切の責任を負わないこと。
- 補助金の事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止した場合は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から受領した補助金の承認通知または決定通知の送付をもってTranzax電子債権株式会社へ速やかに通知すること。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、補助金振込手続完了通知メールの宛先に記録請求代理人が指定するメールアドレスを追加する申出を行うことを、記録請求代理人に委任すること。

## <電子記録債権の記録請求業務等について>

- Tranzax電子債権株式会社の業務規程第12条に基づき、記録請求をする一切の権限を記録請求代理人に授与すること。
- POファイナンスシステムを利用して行う次の記録請求業務等を、記録請求代理人に委任すること。
  - ー記録請求代理人が、補助金の交付決定額を債権金額とした電子記録債権の発生記録請求および譲渡記録請求を行うこと。
  - ー記録請求代理人が、電子記録債権の債権金額を補助金の入金額に変更記録請求を行うこと。
  - ー記録請求代理人が、電子記録債権の支払期日を補助金の入金日の3営業日後の日付に変更記録請求を行うこと。
- その他、記録請求代理人が本サービスの遂行に必要と判断する記録請求。
- 当該利用規約第4条に定める手数料のほか、記録請求代理人が記録請求業務を事務代行することの対価として1万円に消費税を加えた金額を、記録請求代理人所定の方法で支払うこと。

## <提携金融機関との契約内容等について>

- 融資等の契約内容や諸条件について、十分に理解の上契約締結とその他の手続きを行うこと。
- 融資等契約の相手方との紛争及びこれにより生じたいかなる損害についても当事者間にて解決することを前提とし、独立行政法人中小企業基盤整備機構及びTranzax電子債権株式会社、記録請求代理人は一切の責任を負わないこと。

■以下の項目についてすべてご記入いただき、届出印を押印してご提出ください。

対象補助金名称	事業再構築補助金					届出印	利用申込書に押印いただいた届出印を押印ください
商号または名称							
本同意書記入日	西暦	年	月	日			

## ■電子記録債権の記録内容

発生記録	債権者	当社(私) (補助金事業者)	変更記録	債権額	変更前	補助金の交付決定額
	債務者	独立行政法人中小企業基盤整備機構		変更後	補助金の入金額	
譲渡記録	譲渡人	当社(私) (補助金事業者)	期日	変更前	仮の日付(補助金の入金日未定のため)	
	譲受人	融資金融機関等		変更後	補助金の入金日の3営業日後の日付	

お申込みに関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

<お問合せ先> e-mail : customer@tranzax.co.jp  
tel : 0120-700-057

